○関東地方整備局告示第百四十六号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川渡良瀬川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の区域を次のように指定する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局渡良瀬川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九	かほく市木津ロ二四番四地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
羽咋市四柳町れ一番一から石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋れ四番一まで	前	A　七・四〇～五二・〇〇	五・九九一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一五・〇〇～五五・〇〇	五・六八三	
	後	A　七・四〇～五二・〇〇	五・九九一	
		B・C　一五・〇〇～五五・〇〇	七・二六八	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
射水市沖塚原七四五番一から同市川口宮袋入会地字川口九二三番一まで	前	二八・一九～七〇・一二	一・〇七〇
	後	二八・一九～六九・二七	一・〇七〇

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	射水市沖塚原七四五番一から同市寺塚原一〇八〇番まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
かほく市遠塚ロ一七番七から同市秋浜ニ二十番一まで	前	一〇・二八～二七・五八	〇・八五八
	後	一〇・六三～二八・七六	〇・八五八

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九	かほく市遠塚ロ三番一四から同市外日角ロ三一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○北陸地方整備局告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

一　道路の種類及び路線名

占用を制限する区域	図面縦覧場所	
一般国道　百五十九号	かほく市遠塚ロ三番一四から同市外日角ロ三一番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月三十一日